

香川県立保健医療大学職業紹介業務運営に伴う個人情報適正管理規程

平成16年4月2日

(目的)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）が職業紹介業務運営において保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の開示及び訂正を求める権利を明かにするとともに、その適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(取扱者)

第2条 個人情報の取扱者を職業紹介業務担当者とする。

(知識の習得及び配慮)

第3条 本学は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

(開示及び訂正)

第4条 本学は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理)

第5条 本学は、求職者等の個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介業務担当者とする。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。